

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 事（事務担当）	山 口 遼
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和7年11月20日(木) 午前8時55分から午前9時34分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 33号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 34号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 35号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第 36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について(一括方式)</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主事 山口 遼 植松 佑太である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前8時55分)</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、只今より、令和7年11月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>
会長	<p>《会長あいさつ》</p>
会長	<p>それでは、本日の出席者数は(15名中15名)で、定足数に達しております</p>

ので、只今より11月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。
ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 1 番 横井 清美 委員

議席番号 2 番 山田 真弘 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請	7件
議案第34号	農地法第4条の規定による許可申請	2件
議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請	11件
議案第36号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）	14件
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	11件
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件
	3. 現況証明願	1件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	28件

会長

それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請7件について審議をお願いします。まず、議案番号5番の審議をおこないます。議案番号5番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。関係委員は退席をお願いします。

《関係委員 退席》

事務局

《事務局説明》（5番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）

会長

只今、事務局より議案番号5番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

会長

（発言なし）

宜しいでしょうか。

それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請5番について賛

	<p>成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p>
会長	<p>それでは、議案番号1番から4番および6番から7番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から4番および6番から7番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第33号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請1番から4番および6番から7番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成31年2月に結婚し、令和5年10月に第1子が誕生し、現在大府市内にてアパートで暮らしております。令和5年10月に父が亡くなり、住宅建築は保留になっていましたが、父所有の農地を相続することになり、実家にも近く相続した土地に自己用住宅を建築することになりました。今般の申請にて自己用住宅を建築する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は昭和45年以前より、上古川7番地に居住していますが、当時から7番地の東西には石垣が施されており、且つ、道路幅が狭かったため利用しにくく、南側の申請地から進人していました。現在は、申請地がなければ自宅への進入が不可能な状況です。そこで申請地を自宅敷地の拡張とし、現状に即した地目・利用状況とするため、本申請に至りました。今般の申請にて敷地を拡</p>

	<p>張する計画です。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案34号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>2番の始末書は、以前から使用していたことに対してでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
会長	<p>そのほか、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請11件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は平成27年から中古自動車の販売及び輸出営業をしております。愛西市日置町の本社所在地及び第2ヤードにて車両を保管しております。近隣の同業者からも一時的に保管場所を借りておりますが、いつまでも使えるわけではなく、早急に自動車保管場所が必要となりました。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場を設置する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、名古屋市港区にて美容室を経営しております。開業から4年が経過し、業績も順調に推移しております。開業前には弥富市内の美容室に勤務しており、現在も弥富市、愛西市、津島市の常連のお客様に利用いただいております。既存店舗は引き続き名古屋市港区にて運営を継続しつつ、お客様が来店しやすい立地条件を最優先に考え、幹線道路沿いで土地を探してありましたところ、申請地は佐屋駅にも近く、公共交通機関をご利用のお客様にとっても利便性の高い場所であり、従来からご愛顧いただいているお客様のご要望にも応えられる場所であると考えました。今般の申請にて申請地を譲り受け、美容室を建築する計画です。</p>

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成19年より鯛江町にて一般区域貨物自動車運送業等を営んでおります。事業活動の要である営業所は愛西市大井町弥八122番地となっております。老朽化した営業所を移転するため、現在新しい営業所を建築中で間もなく完成予定ですが、既存のトラック駐車場は建築中の営業所から280mの位置にあります。敷地内に大型車8台と4t車1台を駐車しており、過密状態でいつ接触事故が起きてもおかしくない状況です。そこでトラックを分散駐車させるため、新しい駐車場用地を探しておりました。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は愛西市北一色町の事務所・工場を拠点として、建築鉄骨加工業を主とした事業を行っております。本社工場及び第2工場加工した柱・梁の製品は本社工場の南ヤードと第2工場横のヤードに置いています。受注が多くなることも多く、工場近隣のヤードに資材を置けないことがあるため、立田ヤードにも製品置場を設置している状況です。しかし、工場からの製品と下請けに依頼した製品を置いています。受注が多くなることで飽和状態となることも多くあります。そこで立田ヤードの小梁を置いている西ヤードを拡張することで作業に無駄が無くなり、安全かつ効率が上がり生産性向上にもつながると考えました。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場を設置する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は耕地面積拡大並びに収穫量増加により、農作物並びに農機具を保管する倉庫が必要となったため、農業用倉庫を建築することになりました。今般の申請にて申請地を借り受け、農業用倉庫を建築する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、町方町で金属加工用潤滑油の製造販売等を行っております。申請地は勤務する従業員の駐車場と保有する大型運搬車両や取引先の大型運搬車両の駐車場及び待機場として利用する計画です。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は稲沢市平和町下起南280番地3に自宅兼事務所を構え、主に稲沢市、愛西市、津島市、弥富市を中心に解体・産業廃棄物収集運搬業を営んでおります。現在は土場として稲沢市込野町浄道寺67番地に車両やコンテナ、足場やリサイクル材等を置いております。事業を拡大していくにつれて、車両やコンテナの所有台数も増え、それに加えて足場やリサイクル材、従業員の通勤用乗用車を停めるスペースも必要です。今は足場やリサイクル材を置いておくスペースが足りないため、既存の土場に置くことが出来ない場合は、知人の土場を一

時的に借りている状況です。また、既存の土場は車両の転回スペースが少ないため、資材置場内での安全性もかなり損なわれている状況です。さらに、前述の土場を借りている地主様からは年内には賃貸借契約を解除したいとの申し出がありました。このままではせっかく事業を拡大して行こうと考えている中で、そもそも事業を継続することが困難になってしまい、大変困っている状況です。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場を設置する計画です。

（8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は清須市にて砂利採取業を行っております。国土交通省許可の下で行う木曾川河川敷の土砂採取のための資材置場として利用する計画を立てました。今般の申請にて申請地を借り受け、資材置場を設置する計画です。

（9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は30年以上にわたり土木工事を行っております。令和6年1月に当該地の隣接地を資材置場として転用し使用しております。以前より資材保管ができるようになり、件数も現場規模も増加し、まとまった量を仕入れることができることにより現場毎の利益も増加して業績は順調です。しかし、一回での仕入れ量が増加したことにより搬入車両も大きくなり敷地内での旋回が困難となりました。敷地には後退での進入や退出となることも多く通過車両にご迷惑を掛けているほか、事故が起きないか危惧する事態となり、これを解消させるため今回の計画に至りました。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場及び進入路を設置する計画です。

（10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は今回申請する敷地北側に所有する宅地があります。その場所に農業用施設を建設する計画ですが、敷地に接する道路が無いため進入路を設置する必要があります。今般の申請にて申請地を借り受け、進入路を設置する計画です。

（11番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は昭和56年より建設工事の請負施工を主軸とした事業を行っております。本社敷地内に砂、砕石などの資材を置いていたのですが、新事務所建築のため撤去となりました。残土・砂利などの資材は鷹場町の土地に置いていますが、本社敷地内の資材を移設したことと工事の受注量も増加しているため、資材置場が不足になり、拡張が必要となりました。新たな場所も検討しましたが、既存の資材置場に近い本申請地のほうがいいとの結論となりました。今般の申請にて申請地を借り受け、資材置場を設置する計画です。

以上、11件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長	只今、事務局より議案35号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
浅井委員	申請番号5番について、用途変更とはどういうことでしょうか。
事務局	農振農用地区域に農業用施設を建築する場合に、除外ではなく、農業用施設用地に用途を変更するものです。
浅井委員	その申請は都市計画課に出されるものでしょうか。
事務局	こちらは、農振農用地としての用途変更のため、産業振興課になります。
加賀委員	申請番号7番について、資材置場とありますが、産廃等を置かれる心配はないでしょうか。
事務局	資材のみです。
加藤委員	申請番号10番と11番の権利の種類を教えてください。
事務局	使用貸借については、無償での貸し借りで、親族間での権利設定で多くみられます。賃貸借については、賃借料が発生する有償での貸し借りの権利になります。
会長	資材置場について、住民の説明会はありましたか。
事務局	用途が資材置場の場合は、市の周知条例によって、どの案件も地元に周知することになっています。
会長	申請番号4番について、残った農地は3条での申請があったが、水田として使用するというのでしょうか。
事務局	残った農地については、畑利用での計画です。農地改良の届出の提出を案内しております。
会長	そのほか宜しいでしょうか。 それでは、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請11件について賛成の方は挙手をお願いします。

会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして、議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式）について14件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番から14番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）申請番号1番から14番、全体筆数は66筆、面積は63,443㎡です。愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、13名の方々が借り受けております。内容につきまして、作物は水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県の認可・公告予定年月日は12月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和8年1月1日となっております。権利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第36号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式）14件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 （専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から11番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、11件の届出を受理しました。</p> <p>（専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、1件の届出を受理しました。</p>

<p>会長</p>	<p>(専決報告 現況証明願 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1 件の届出を受理しました。この事案につきましては、事務局にて申請書類・現地を確認し、証明いたしました。</p> <p>只今、専決報告 3 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1 件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 1 番から 28 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、28 件、54 筆の合意解約を受付いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 1 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、11 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9 時 34 分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和7年11月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号1番委員 横 井 清 美

議事録署名者
議席番号2番委員 山 田 真 弘